

通貨オプション取引に係る契約締結前交付書面

(店頭金融デリバティブ取引)

この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです

2009年11月

日興コーディアル証券株式会社

《目次》

本取引の重要事項等について	2
第1章 外国為替取引	5
第2章 通貨オプション取引	6
第3章 お取引に付随するリスク	14
第4章 差入担保	16
第5章 会計・税務	28
第6章 当社が行う金融商品取引業の内容および方法の概要等	28
第7章 主な用語その他の基礎的な事項	30
第8章 通貨オプション取引の勧誘・約定受託等に関する禁止行為	33

この書面には、通貨オプション取引を行っていただく上でリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

- ・オプション取引とは、ある対象商品または取引を、将来のあらかじめ定められた期日までに、そのときの市場動向に関係なく、あらかじめ決められた特定の条件（価格・数量等）で売買または成立させる権利を売買する取引です。
- ・通貨オプション取引とは、外国為替取引や先物外国為替取引をあらかじめ合意した為替レート・数量等の条件で行うことができる権利を売買する取引です。この権利をオプションといい、オプションの買い手は権利行使期日まで（同日を含みます。）に権利を行使することが出来ますが、その対価として、オプション料（プレミアム）をオプションの売り手に支払います。
- ・通貨オプション取引は、多額の利益を得る可能性がある反面、多額の損失を被る可能性をも併せもつ取引です。したがって、取引を開始する場合または継続して行う場合には、取引の仕組みやリスクについて十分に把握するとともに、お客様自らの資力、投資目的および投資経験等に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任において行うことが肝要です。

手数料など諸費用について

- ・通貨オプション取引（以下「本取引」という。）を行うにあたっては、お客様から当社にお支払いいただく手数料はございません。

保証金等について

- ・本取引（売建て）を行うにあたっては、あらかじめお客様と締結した「担保契約」に基づき、保証金または有価証券を当社に差入れていただきます。担保の金額は、店頭金融デリバティブ取引全体のお取引内容に応じて算出されるため常に一定ではありません。お取引金額は担保の金額よりも大きくなる場合があります。
- ・差入れられた保証金または有価証券は、①お客様からお預りする保証金については、信託業務を営む金融機関への金銭信託または指定金融機関への預金により、当社の固有財産と区分して管理いたします。②お客様からお預りする有価証券については、当社の固有財産である有価証券等と区分して管理するか、または、別途信託保証金を積むことにより保全措置を講じます。

- ・ なお、当該保証金等の計算方法、その他の詳細につきましては、第4章「差入担保」を併せてご参照ください。

通貨オプション取引のリスクについて

- ・ 本取引は、対象とする通貨の為替レート、金利、ボラティリティなどの変動、期間の経過などの様々な要因の影響を受けるため、お客様に損失が生じる恐れがあります。オプション料は、これらの要因の変動等により上下します。オプション料の変動は、為替レートの変動に連動することが多いのですが、オプション料の変動率は為替レートの変動率に比べてはるかに大きくなる傾向があります。損失額が差入れていただく担保の金額を上回る可能性もあります。
- ・ 本取引のオプションは、それを行行使できる期間に制限があります。
- ・ 本取引は、当社がお客様の相手方となるご契約です。当社は、お客様とのご契約によって自らが負うことになる市場リスクや、その他の業務上で生じる市場リスクを総合的に管理しています。それら自らのリスクを減殺（ヘッジ）するために、インターバンク（銀行間）市場で取引を行います。当社やインターバンク市場の取引先金融機関の信用状況によっては、結果としてお客様が損失を被るおそれがあります。
- ・ 第3章「お取引に付随するリスク」も併せてご参照ください。

<通貨オプションの買い手のリスク>

- ・ 前記のとおりオプション料は為替レートの変動よりはるかに大きく変動することがありますので、為替レートがお客様にとって不利な方向に変化したときの損失は相当大きなものになることがあります。
- ・ また、本取引は期限付きであり、買い手が権利行使期間（まで）に権利行使を行わない場合には、権利は消滅します。なお、権利行使期間（まで）に権利行使を行うのが適切な状況となる保証はありません。
- ・ 以上により、買い手は投資資金の全額を失うおそれがあります。

<通貨オプションの売り手のリスク>

- ・ 通貨オプションの売り手は、為替レートがお客様にとって不利な方向に変化したときの損失が限定されていません。したがって、損失が保証金等の金額に限定されないのみならず、その金額を超えた損失が生じるおそれがあります。

- 売り手は、通貨オプション取引が成立したときは、必要に応じて保証金等を差入れなければなりません。その後、為替レートの変動や差入れた有価証券の値下がりにより不足額が発生した場合には、保証金等の追加差入れが必要となることがあります。
- 売り手は、権利行使の請求を受けたときは、必ずこれに応じなければなりません。すなわち、売り手は、権利行使の請求を受けた際には、あらかじめ定められた通貨および金額の資金が必要となります。

通貨オプション取引は、クーリング・オフの対象になりません

- 本取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

■ 第1章 外国為替取引

□外国為替取引

外国為替取引は、2つの異なる通貨を交換する取引です。その交換比率が為替レートです。

□外国為替市場

変動相場制を採用している通貨においては、外国為替相場は基本的に市場の需給関係によって決定されます。需給関係は政治、経済、国際情勢、天候、災害など様々な要因に影響され、相場は絶え間なく変動します。外国為替取引は当事者間で直接行なう相対取引が基本で、株式市場のような取引所はありません。外国為替市場はこれら相対取引の集合により形成されています。電話や専用端末などを使用した取引を中心に、最近ではインターネットを経由した取引も増加しています。外国為替取引は通貨そのものの取引ですから、市場は世界全域におよび参加者は多岐に亘ります。その根幹をなすのが銀行間市場（インターバンク市場）です。

□直物外国為替取引／先物外国為替取引

外国為替取引は、約定日と受渡日の関係によって直物取引と先物取引に分けられます。直物取引は約定後直ちに受渡をする取引をいいます。約定日当日に受渡をする取引をさすこともあれば、広義には下記のスポット取引まで含めることもあります。先物取引は約定日以降の一定時期に約定時に定めた為替レートで行う外国為替取引です。

□スポット取引、スポットレート

スポット取引も受渡日を基準に区別された外国為替取引です。スポット取引の受渡日は原則的に約定日の2営業日後ですが、受渡日は、2通貨の組合せとその主要取引市場の休場日などから市場慣行によって決定されます。スポット取引における為替レートがスポットレートで、銀行間市場の基準となるレートです。スポットレートは経済、政治、国際情勢など様々な要因に影響を受けながら、市場の需給関係によって決定されます。テレビや新聞など各種メディアで報じられる外国為替相場はスポットレートのことです。

□直物レート／先物レート

直物取引の為替レートを直物レート、先物取引の為替レートを先物レートといいます。直物レートや先物レートは、スポットレートを基準に受渡日までの期間と2通貨の金利によって決定されます。スポットレートとの差を直先スプレッド（直先スワップ）といいます。通貨によって金利水準が異なる場合、受渡日によって売り手、買い手に金利面での不公平が生じないように調整するのが直先スプレッド（直先スワップ）です。

■ 第2章 通貨オプション取引

□通貨オプション取引

通貨オプション取引とは、あらかじめ定められた条件（通貨、売買、為替レート、数量、受渡日など）で外国為替取引を行う権利を売買する取引です。この権利をオプションといいます。

□権利行使／権利放棄

権利を行使すると、あらかじめ定められた取引条件で外国為替取引を実行することができます。権利行使により外国為替取引を実行する為替レートを権利行使価格といいます。権利行使するより、実勢相場で外国為替取引を行ったほうが有利な場合は、権利を放棄できます。なお、後述する自動権利行使の規定が適用される場合、買い手の意思にかかわらず権利行使とみなされることがあります。

□オプションの買い手／売り手

オプションの買い手は、行使価格で為替取引をする権利を得る対価として、売り手にプレミアムを支払います。買い手は自らの意思で権利を行使するか否かを決めることができます。実勢相場で為替取引をするよりも権利行使したほうが有利な場合にのみ行使をします。行使をすると不利な場合は権利を放棄すればよいため、相場変動によって買い手が被る最大損失は支払プレミアムに限定されます。一方、オプションの売り手は逆の立場であり、権利を売却する見返りにプレミアムを受取ります。買い手の意思による権利行使に応じる義務があり、相場が買い手にとって有利な方向に進行すると、売り手の損失は拡大することになります。

□ヨーロピアン／アメリカン

オプションの買い手が権利行使できる期間を基準にしたオプションの分類です。権利行使期日のみに限定されるタイプがヨーロピアン、約定時から権利行使期日までの東京営業日にいつでも可能なタイプがアメリカンです。

□コール通貨／プット通貨

外国為替取引は2つの異なる通貨の交換です。ある通貨を買うということは、一方でその交換相手となる通貨を売ることの意味します。通貨オプションにおいては、オプションの買い手が権利行使した際に買う通貨をコール通貨、売る通貨をプット通貨といいます。

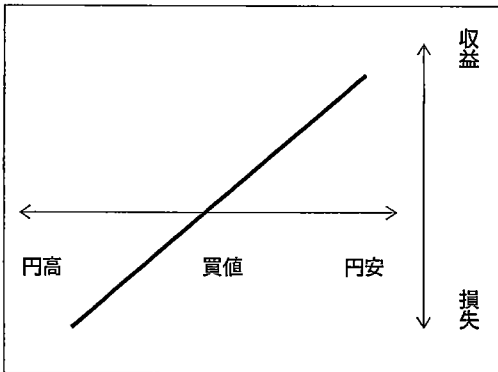
□コール・オプション／プット・オプション

買う権利がコール・オプション、売る権利がプット・オプションです。例えば米ドル対円

の取引で、米ドルがコール通貨、円がプット通貨であれば、取引通貨である米ドルを基準に考えればコール・オプションであり、相手通貨である円を基準に考えればプット・オプションでもあります。通貨オプション取引では、通常は相手通貨ではなく取引通貨を基準にしてコールかプットかを呼称します。この例では米ドル・コールと呼ぶのが一般的です。

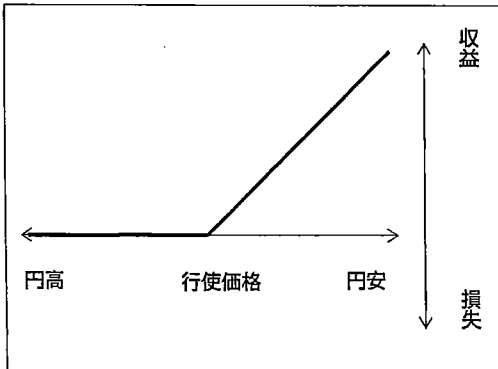
□オプションの満期時の損益グラフ

たとえば、外貨を買う場合とコール・オプションを買う場合について比較してみます。



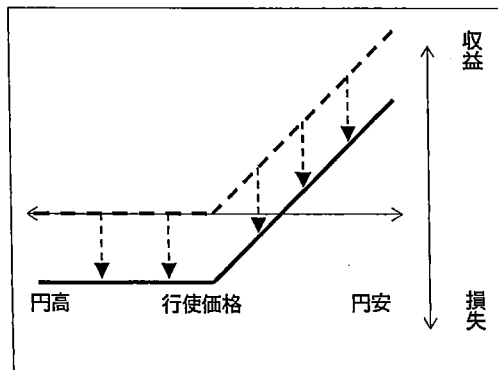
○外貨の買い

買値から円安が進行すれば為替差益が発生し、円高が進行すれば為替差損が発生します。



○コール・オプション

買い手にとって権利行使したほうが有利な場合、すなわち行使価格を上回った場合のみ外貨を買えばよく、行使価格を下回った場合は権利行使をする必要がありません。為替差益を得られる可能性がある一方で損失は限定されています。

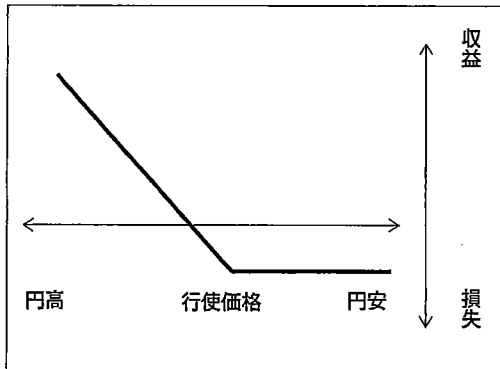


○コール・オプションの買い

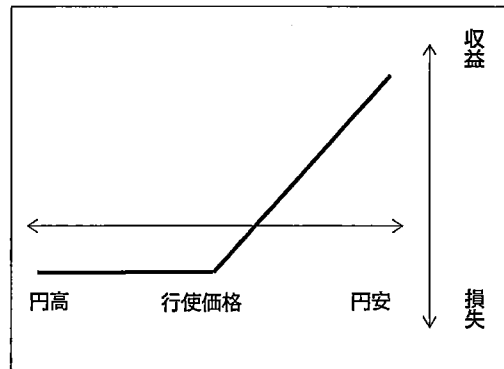
コール・オプションを買うにはプレミアムを支払わなければなりませんので、コール買いの損益はプレミアム分だけ下方に移動します。支払いプレミアムを最大とする損失が発生する可能性があります。

プット・オプション、コール・オプションそれぞれの買いと売りの満期時の損益グラフは、それぞれ以下のとおりです。

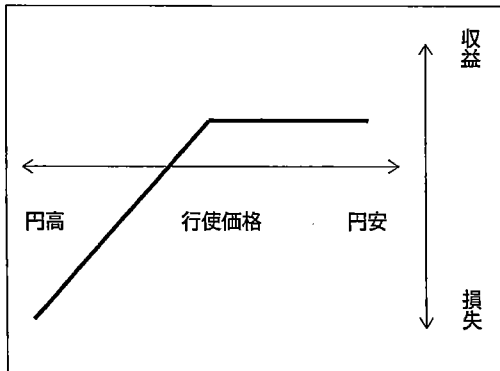
○プットの買い



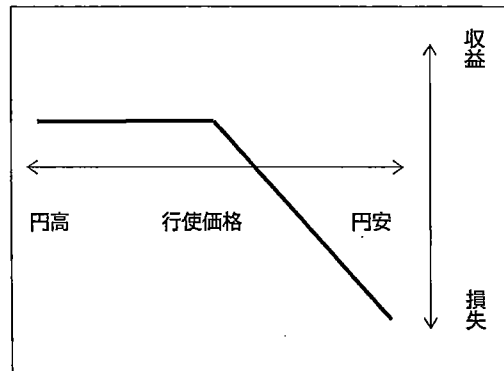
○コールの買い



○プットの売り



○コールの売り



□通貨オプションの価格決定要因

通貨オプションの理論価格は、権利を手にすることによって得られる収益の期待値のようなものであり、以下の要因によって決定されます。

- ① スポットレート
- ② 行使価格
- ③ コール通貨の金利
- ④ プット通貨の金利
- ⑤ 権利行使期日
- ⑥ ボラティリティ

ボラティリティとはその通貨の価格変動性を表す数値です。相場が乱高下するなど変動性が高いときにボラティリティは上昇し、もみ合いが続いているときにボラティリティは低下します。

これらのオプション価格決定要因とコール価格、プット価格の関係は以下のとおりです。

<オプションの価格決定要因>

		コール価格	プット価格
①スポットレート	高い	高い	低い
	低い	低い	高い
②行使価格	高い	低い	高い
	低い	高い	低い
③コール通貨金利	高い	低い	高い
	低い	高い	低い
④プット通貨金利	高い	高い	低い
	低い	低い	高い
⑤行使期日までの期間	長い	高い	高い
	短い	低い	低い
⑥ボラティリティ	高い	高い	高い
	低い	低い	低い

後述する消滅条件や発生条件などの条件が付加されると、オプションの価格は低下します。一般的に、消滅条件付きの場合は消滅価格が取引時の実勢に近いほど価格は低下し、発生条件付きの場合は発生価格が取引時の実勢から遠いほど価格は低下します。

□オプションの理論価格と取引価格

オプションの理論価格の算出については、学者や金融機関などの市場参加者により研究が重ねられ、基本的なオプションについては、市場参加者に広く認識された評価式などが開発されています。さらに、多様な種類のオプションとその評価方法が考案されていますが、様々な理論による検討が試みられており、必ずしも絶対的な基準となる評価方法があるわけではありません。取引内容によっては、計算式による算出ではなく、シミュレーションと呼ばれる方法（きわめて多数の市場変動シナリオを想定して仮想計算を繰り返すことによって評価する方法）によって求めることもあります。当社において使用する評価方法は、システム更新などの理由により、予告無く変更することがあります。

また、実際の取引においては需給関係や取引コストなどが影響するため、取引価格と理論価格は異なります。

□売値と買値の差

オプション価格算出要因である①スポットレートには売値／買値があり、③④金利には調達金利／運用金利があり、⑥ボラティリティにはビッド／オファーがあります。これらによって算出されるオプション価格についても、売値と買値は異なります。

□価格変動

前記の価格決定要因のうち、スポットレート、金利、ボラティリティは市況により変化します。権利行使期日は取引時に定められますが、時間の経過にともない期日までの期間は短くなっていきます。このため取引が成立した後は、市況変化や時間経過によってオプションの価格は変動し、評価損益が発生することになります。価格決定要因の変化とコール、プットの価格変動の関係は以下のとおりです。

＜オプションの価格変動要因＞

		コール価格	プット価格
①スポットレート	上昇	上昇	下落
	下落	下落	上昇
③コール通貨金利	上昇	下落	上昇
	下落	上昇	下落
④プット通貨金利	上昇	上昇	下落
	下落	下落	上昇
⑤時間経過	残存期間縮小	下落	下落
⑥ボラティリティ	上昇	上昇	上昇
	下落	下落	下落

価格変動についても、消滅条件や発生条件などの条件による影響を受けます。為替、金利、ボラティリティなどの金融市場の条件変化や時間経過に対するオプション価格の変化度合（感応度）が大きくなる場合も小さくなる場合もあります。特に、為替相場変動に対する感応度において影響が大きくなることもあり、実勢相場がロックアウト価格やロックイン価格に接近すると感応度の正負が逆転することもあります。

□為替相場変動とオプション価格の変化

前記の価格変動要因のうち、一般的に影響が大きいのが為替相場変動（前記の①スポットレート）です。為替相場変動に対するオプション価格の変化度合（感応度）を示す尺度として、デルタと呼ばれる数値があります。以下に米ドル外貨と米ドル・コールとの比較例で説明します。

＜為替相場変動と評価額変化＞

①米ドル外貨

金額 100 万米ドル

為替	評価額	評価額変化	デルタ
105.00	¥105,000,000	+1,000,000	\$1,000,000
104.00	¥104,000,000	+1,000,000	\$1,000,000
103.00	¥103,000,000	+1,000,000	\$1,000,000
102.00	¥102,000,000	+1,000,000	\$1,000,000
101.00	¥101,000,000	+1,000,000	\$1,000,000
<u>100.00</u>	¥100,000,000	0	\$1,000,000
99.00	¥99,000,000	▲1,000,000	\$1,000,000
98.00	¥98,000,000	▲1,000,000	\$1,000,000
97.00	¥97,000,000	▲1,000,000	\$1,000,000
96.00	¥96,000,000	▲1,000,000	\$1,000,000
95.00	¥95,000,000	▲1,000,000	\$1,000,000

②米ドル・コール(円・プット)

行使価格 100 円

取引金額 100 万米ドル

権利行使期日までの期間 1ヶ月

為替	評価額	評価額変化	デルタ
105.00	¥5,630,000	+842,000	\$805,000
104.00	¥4,788,000	+801,000	\$763,000
103.00	¥3,987,000	+739,000	\$713,000
102.00	¥3,248,000	+663,000	\$652,000
101.00	¥2,585,000	+582,000	\$583,000
<u>100.00</u>	¥2,003,000	0	\$506,000
99.00	¥1,497,000	▲506,000	\$426,000
98.00	¥1,079,000	▲418,000	\$345,000
97.00	¥756,000	▲323,000	\$270,000
96.00	¥522,000	▲234,000	\$204,000
95.00	¥354,000	▲168,000	\$151,000

※ 評価額変化は、為替 100 円を起点に上下に 1 円ずつ変化させていった場合の評価額変化を示しています。

※ 上表は本資料作成時点の数値であり実際とは異なります。

①は米ドル外貨の評価額変化を示しています。評価額は外貨金額に為替レートを乗じて円換算した金額です。為替水準にかかわらず、1 円の為替相場変動によって評価額は 100 万円変化します。為替相場変動に対する感応度は為替水準にかかわらず一定です。

②は米ドル・コールの評価額変化です。評価額はオプション価格の評価式で求められる理論値です。デルタは微小な為替変動によってどの程度評価額が変化するかを示す数値であり、評価額と同様に評価式で求められます。上表において、各水準のデルタに為替変動幅 1 円を乗じた金額と同水準の評価額変化が概ね近い金額になっていることが確認できます。感応度は為替水準によって変化しています。インザマネーとなる円安方向に進むに従い、デルタは取引金額である 100 万米ドルに近づいていきます。逆にアウトオブザマネーとなる円高方向に進むに従い、デルタはゼロに近づいていきます。

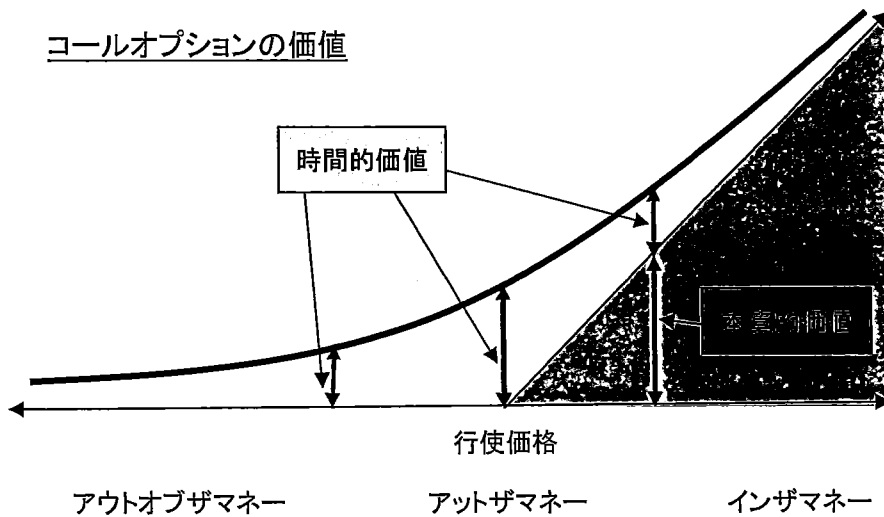
為替変動による評価額変化（感応度）の概算を把握するためには、デルタは有用な数値です。複数のオプションを組合わせて取引する場合は、売買の別に応じて個々のオプションのデルタを合計すれば、全体の感応度が求められます。

ただし、上表のとおり為替水準によってデルタは変化しますので、大幅な為替変動に対する評価額変化については、起点となる為替水準におけるデルタだけでは把握できません。また、前記のとおり、消滅条件や発生条件が付加されている場合は、為替相場変動に対す

る感応度に影響があります。特に、実勢相場がロックアウト価格やロックイン価格に接近するとデルタの正負が逆転することもあります。

□本質的価値と時間的価値

オプションの価格には本質的価値と時間的価値の2つの要素があります。本質的価値とは、実勢相場で外国為替取引をするよりも権利行使をした方が有利である状態のとき、その有利な部分（行使価格と実勢相場の差）をいいます。時間的価値とは、オプション価格から本質的価値を除いた部分をいい、オプションに特有の価値といえます。権利行使期日（満期時）においては時間価値はなくなり本質的価値だけになります。先にあげた価格決定要因のうち、ボラティリティは時間的価値にのみ影響を与えます。



□インザマネー (ITM)、アットザマネー (ATM)、アウトオブザマネー (OTM)

行使価格と実勢為替相場の関係を示します。実勢相場で外国為替取引をするよりも権利行使をした方が有利である状態がインザマネー、不利な状態がアウトオブザマネー、中立な状態がアットザマネーです。インザマネーのオプションは本質的価値と時間的価値の両方を持ちますが、アウトオブザマネーとアットザマネーのオプションには本質的価値はなく、時間的価値だけであることができます。

□期中の評価損益と満期時の実現損益

取引が成立してから権利行使期日にいたるまでの間、前記の要因によりオプション価格は変動し、評価損益が発生することになります。権利行使期日時点（満期時）においては時間的価値が無くなり本質的価値だけになるため、実現損益は対象となる為替レートにのみ影響されます。（行使受渡日が先渡しの場合は金利の影響もあります。）時間的価値にのみ

影響を与えるボラティリティの変動は満期時損益には無関係です。複数のオプションを組合わせて取引する場合は、為替相場変動に対する個々のオプションの満期時損益の変動額に比べ、オプション全体の期中の価格変動額のほうが大きくなる場合があります。

□複数のオプションの組合わせ

オプションの利用方法はコールやプットを単独で取引するだけではありません。複数のオプションを組合わせることにより、様々な損益を持つ取引が可能となります。複数のオプションを組合わせても、単体のオプションが互いに影響を及ぼし合い、変質するわけではありません。どのような単体オプションから構成されているかを把握し、全体のリスク・リターンを正しく理解することが重要となります。前記のとおり、複数のオプションを組合わせて取引する場合は、為替相場変動に対する個々のオプションの満期時損益の変動額に比べ、オプション全体の期中の価格変動額のほうが大きくなる場合があります。

□ロックアウト・オプション、ノックイン・オプション

実勢為替相場が予め定められたロックアウト価格（消滅判別価格）に到達するとオプションが消滅する、という条件が付加されたオプションをロックアウト・オプション（消滅条件つきオプション）といいます。また、実勢為替相場が予め定められたノックイン価格（発生判別価格）に到達して初めてオプションの効力が発生する、という条件が付加されているオプションをノックイン・オプション（発生条件つきオプション）といいます。ロックアウトやノックインを判定する期間は、約定時から権利行使期日にいたるまでの全期間とする場合もあれば、一部の期間に限定されている場合もあります。ロックアウト価格やノックイン価格が2つ設定される場合もあります。

□デジタル・オプション

先に説明したヨーロピアン・オプション、アメリカン・オプションにおいては、権利行使によって発生するのは外国為替取引であったのに対し、デジタル・オプションの場合は、権利行使によって発生するのはペイアウトと呼ばれる受取りです。ペイアウトの通貨、金額は予め定められています。オプションの買い手は、約定当初にプレミアムを支払い、行使期日の為替レートが権利行使価格を上回るとペイアウトを受取れるのがデジタル・コール、下回るとペイアウトを受取れるのがデジタル・プットです。買い手権利行使による支払いはありません。ロックアウト条件やノックイン条件がついたものもあります。

□ワンタッチ・オプション

約定後、期日に至るまでに一度でもトリガー価格に到達すると、ペイアウトを受取れるオプションです。権利行使価格はありません。ペイアウトの通貨、金額は予め定められています。トリガーが2つ設定されているダブル・ワンタッチ・オプションもあります。約定

後どちらかひとつのトリガーに到達すればペイアウトを受取れます。

□ノータッチ・オプション

約定後、期日に至るまでに一度もトリガー価格に到達しないと、ペイアウトを受取れるオプションです。権利行使価格はありません。ペイアウトの通貨、金額は予め定められています。トリガーが2つ設定されているダブル・ノータッチ・オプションもあります。約定後いずれのトリガーにも一度も到達しなければペイアウトを受取れます。

■ 第3章 お取引に付随するリスク

通貨オプション取引は様々なリスクを伴います。個々の取引に伴うリスクは、個々の取引内容などによって異なりますが、主なリスクには、市場リスク、流動性リスク、信用リスクなどがあります。また、下記以外のリスクもあります。

□市場リスク

通貨オプションを取引すると満期時の実勢為替相場の水準により損益が発生します。また、オプション価格は為替、金利、ボラティリティなど金融市場の変化や時間経過によって変動するため、約定後、権利行使期日にいたる過程でも評価損益が発生します。先物外国為替取引についても、受渡日の実勢為替相場によって損益が発生する他、期中においても為替・金利の金融市場の変化や時間経過によって評価損益が発生します。これらの金融市場の変化によって価格が変動するリスクが市場リスクです。本取引に伴う支払いや差入担保などの投下資金に対する本取引の評価額の変化は、元本の支払いが必要な証券投資などと比べて一般的に大きくなります。

□信用リスク

先物外国為替取引・通貨オプション取引は、お客様と当社との相対のお取引です。お取引により両者に権利や義務が発生しますが、相手方が経営破綻した際などに、権利や義務が正しく履行されない可能性があります。オプションの買い手にとっては、前述のとおり市場リスクの観点からは損失は支払いプレミアムに限定されますが、大幅なインザマネーのときに取引相手が破綻した場合、得られるはずの利益を逸するリスクがあります。こうした場合の損失は支払いプレミアムに限定されません。先物外国為替取引と通貨オプション取引は、当社が加盟する投資者保護基金の保護対象にはなっておりません。一方、差入れていただく担保については金融商品取引法に基づく分別保管、または、別途信託保証金を積むことにより保全されています。

□流動性リスク

外国為替市場や通貨オプション市場は、全世界の主要市場で広範な参加者の間で取引が行われており、金融市場全般のなかでも規模は大きい市場です。一般に流動性は高いといえますが、市場環境や通貨当局の規制などから流動性が低下し、取引に支障が生じたり取引条件が悪化する可能性があります。市場環境や取引内容により、取引相手が見つからず取引ができなかったり、取引を行うのに時間を要して取引条件等が不利になる可能性があります。

□その他のリスク

個別金融機関等の債務不履行などや、特定の市場または決済システム等の機能不全が、他の金融機関、他市場、または金融システム全体に連鎖的に波及する可能性があります。また、法律や会計、税務などの制度変更に伴い、処理方法等の変更を余儀なくされる場合もあります。

■第4章 差入担保

通貨オプションをお取引いただくに際しましては、必要に応じて担保契約をご締結いただき担保を差入らせていただきます。お取引金額、契約期間等の条件を元に将来の価格変動を想定し、当社により担保の金額は決定されます。お取引後の市況変動や時間経過によって、通貨オプションの評価損益、差入担保の時価は変動いたします。それによって担保として必要な金額も変化します。追加で担保を差入らせていただく必要がでてくることもあれば、担保を一部お返しできることもございます。担保差入は債券や株式などの有価証券での代用が可能ですが、担保適格な銘柄や現金換算の率および、預託、返還の方法などにつきましては、金融商品取引所受託契約準則に準じて当社が個別に判断いたします。

なお、既契約のお客様が担保契約を切替える場合は、当社がお客様の記名押印を確認した日の翌営業日からの更新となります。

1. 約定時における必要担保金額（最大予想与信額）

お客様が、通貨オプション取引（本章において、金融デリバティブ取引という場合があります。）の約定時に当社に差入らせていただく担保金額（以下、必要担保金額という。）は、以下にご説明する最大予想与信額です。

通貨オプション取引における必要担保金額は、為替相場がお客様の取引にとって不利な方向に変動するシナリオを想定した際に発生する損失額により決定します。当該為替相場の変動シナリオには、取引通貨の過去1年間のヒストリカル・ボラティリティ（為替相場の変動率）の2倍のボラティリティによる相場変動を想定し、取引に対して不利な方向に為替相場を変動させたシナリオを用います。

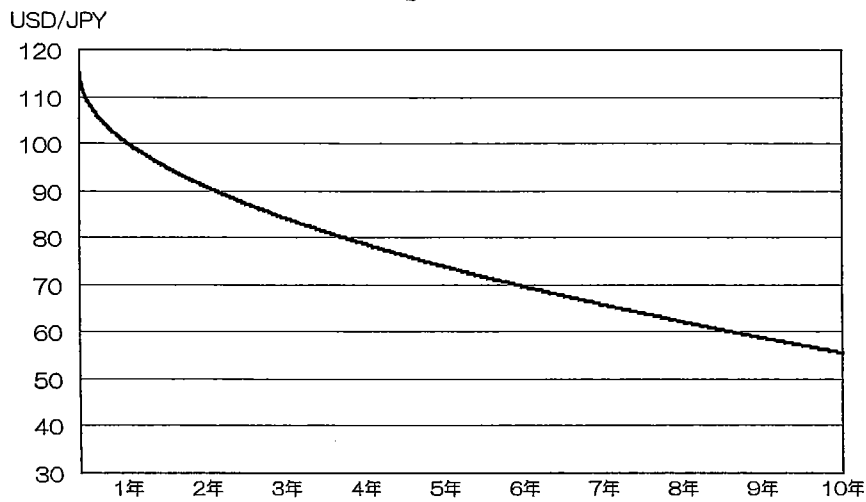
最大予想与信額とは、将来の取引期間において、当該変動シナリオの下で計算された取引の評価損額の最大値を指し、これが必要担保額となります。変動シナリオの定義から、為替相場の状況が変化し、それに伴って適用されるボラティリティ等が変化すると、最大予想与信額も変化しますので、同じ条件の取引を約定する場合でも、約定する時点により必要担保金額が異なることにご留意ください。なお、それぞれの時点における評価損額は、基本的にはブラックショールズ式により算出しますが、取引により他の方法で算出する場合もあります。

（計算例）お客様の取引に対するシナリオとして為替相場が円高に変動する場合と円安に変動する場合が想定されますが、下記の例は円高になるとお客様に評価損が発生する取引の場合の最大予想与信額の計算例です。

<取引条件>

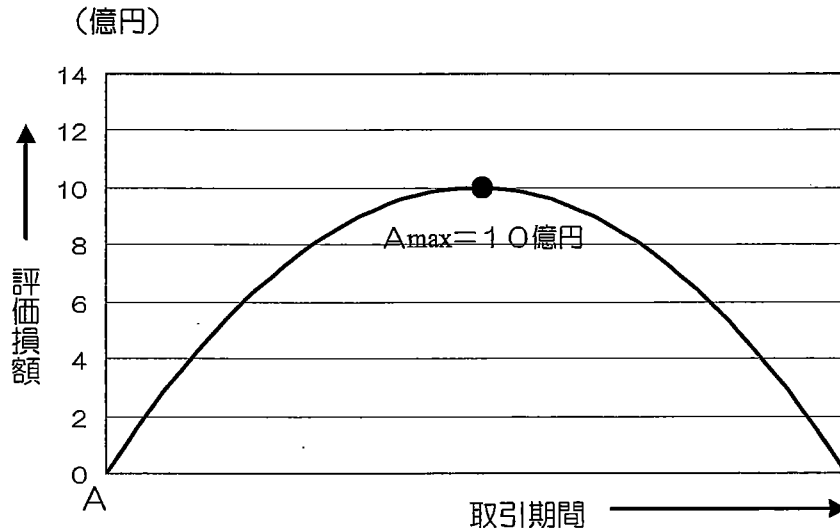
お客様のプット売り 300 万米ドル
 お客様のコール買い 100 万米ドル
 期間 5 年 行使間隔 3 ヶ月 行使回数 20 回
 行使価格 98.40 円
 スポットレート 115 円
 ボラティリティ：26% (13%×2)
 為替の変動シナリオ (図表 1) を想定した場合の最大予想与信額 (図表 2) は、
 10 億円 (Amax) となり、同額が取引開始時の必要担保金額となります。

【図表 1】 為替相場の変動シナリオイメージ図



【図表 2】 為替相場の変動シナリオによる評価損イメージ図

取引開始時点



(注) 図表 2 における曲線（評価損額のイメージ図）は、実際は取引期間中央のやや左寄りになります。（最大予想与信額を示す地点が、取引期間中央のやや左寄りになります。）また、上記はあくまでもイメージ図ですので、取引期間の最後の評価損額は必ずしもゼロとはなりません。

2. 担保追加事由発生時における担保の差入、担保の返戻、担保の差換

(1) 担保追加事由発生時における担保の差入

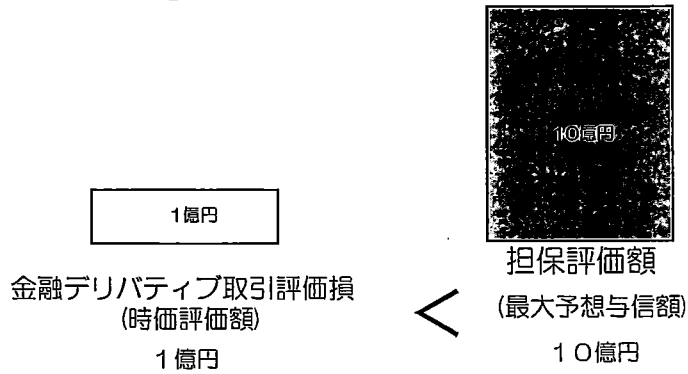
お客様の取引について相場変動により評価損率（評価損率とは、時価評価額（ただし、当該金額がマイナスとなった場合には、ゼロとする。）を差入担保金額で除したものです。）が 80% を上回った場合、評価損率が 70% 以下となるまで担保が必要になり、お客様に通知した日から 3 営業日後までに追加で担保を差入れていただきます。評価損率は、デリバティブ評価の悪化（評価損額の増加）、差入担保金額の減少、およびその両方により上昇（評価悪化）します。

一旦発生した追加担保については、その後の追加差入れをするまでの相場変動により、評価損率が 80% を下回ったとしても、当初差入れることとなった期限までに差入れる必要があります。ただし、最大予想与信額を上回った余裕額については返戻が可能となります（(2) 担保の返戻 □担保返戻余力 をご参照ください）。

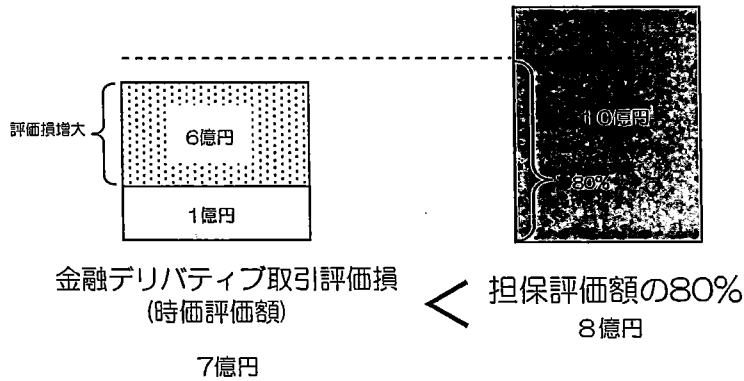
追加担保の差入れが期限までに行われなかった場合の対応については、「店頭金融デリバティブ取引に関する基本契約書」および「担保契約書」をご参照ください。

以下は相場変動による評価損額の増大と担保についての参考例（イメージ図）です。

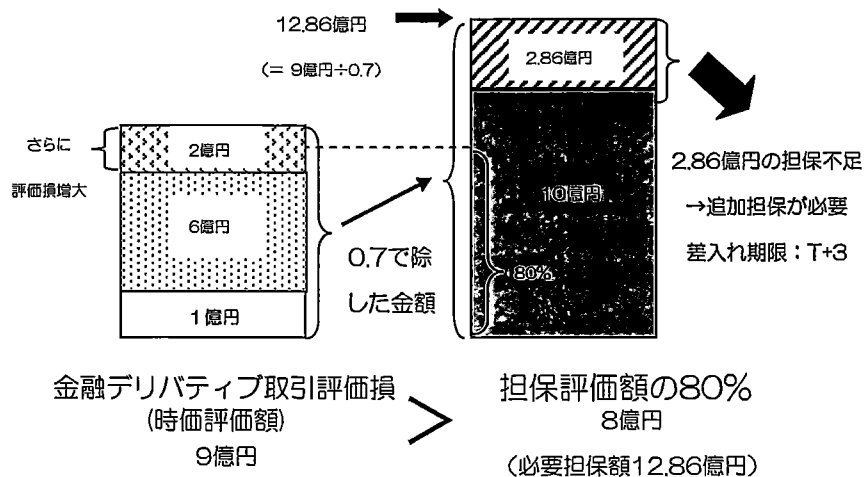
イメージ① 約定時



イメージ② 相場変動による評価損増大



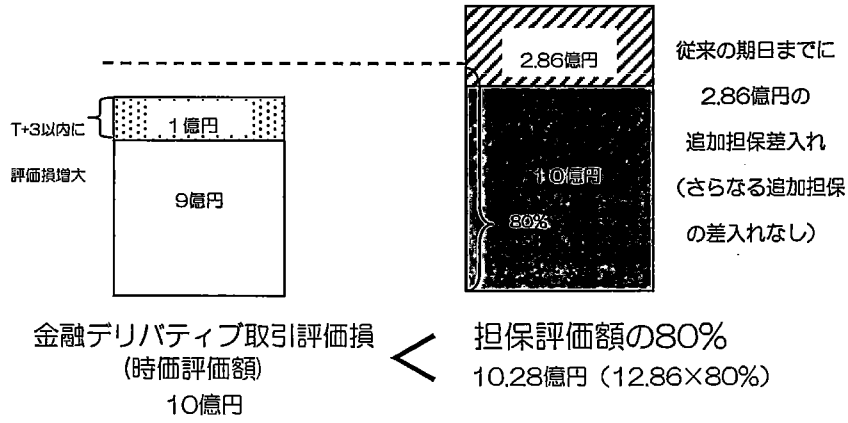
イメージ③ さらになる相場変動による評価損増大



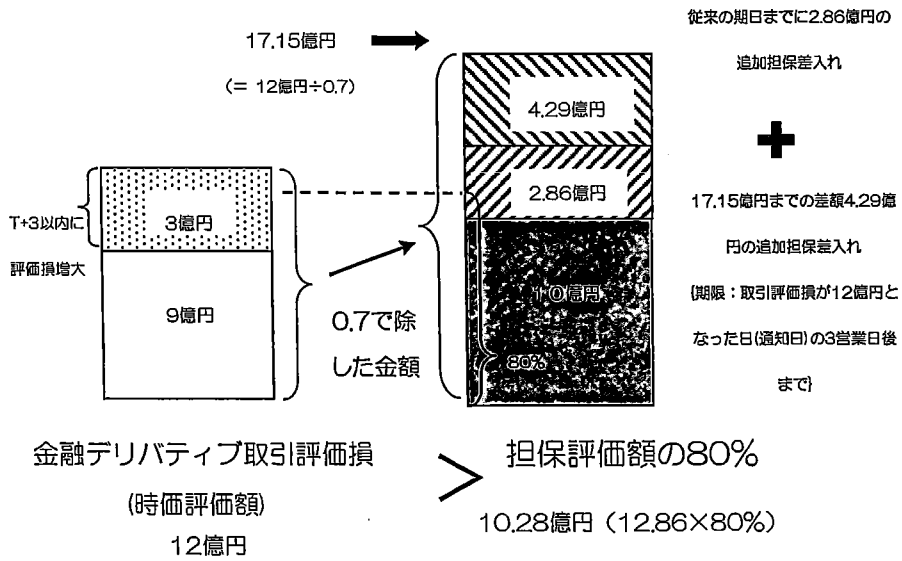
<ポイント>

- ・金融デリバティブ取引の評価損(時価評価額)が担保評価額の80%を上回らない限り追加担保は発生しません。
- ・金融デリバティブの取引評価損が担保評価額の80%を上回った時点で、取引評価損を0.7で除した金額の担保が必要となります。担保評価額との差(追加担保額)が大きく膨らむ可能性があることに注意が必要です。
(イメージ③の場合、新たに必要となる追加担保額は2.86億円(9億円÷0.7-10億円)となります。)
- ・追加担保の差入れ期限は、「T(通知日)+3営業日」

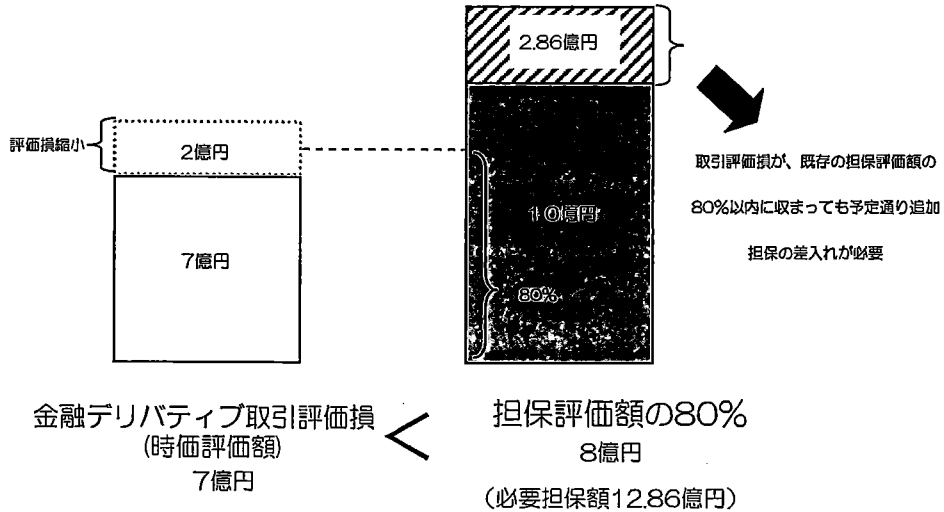
イメージ④ 前頁③から「T+3営業日」以内に評価損が増大<1>



イメージ⑥ 前頁③から「T+3営業日」以内に評価損が増大<2>



イメージ⑥ 前項③から「T+3営業日」以内に評価損が縮小



<ポイント>

- ・追加担保の差入れ期日までに、さらに金融デリバティブ取引評価損（時価評価額）が増大した場合でも、取引評価損が担保評価額（差入れ予定の追加担保含む）の80%を上回らない限り、あらたな追加担保は発生しません。
- ・追加担保の差入れ期日までに取引評価損が増大した場合で、取引評価損が担保評価額（差入れ予定の追加担保含む）の80%を上回った場合、その時点における取引評価損（時価評価額）を0.7で除した金額になるまでの追加担保が必要になります。
（あらたな追加担保の差入れ期限は、あらたな通知日から3営業日後）

(2) 担保の返戻

□担保返戻余力

お客様は担保として差入れている現金または有価証券の一部または全部の返戻を要求することができます。当社は、お客様から担保の返戻を要求された場合、担保返戻余力を計算し、お客様へ提示いたします。担保返戻余力とは、差入担保金額から最大予想与信額を差し引いた金額でマイナスになった場合はゼロとなります。すなわち、返戻要求時点の最大予想与信額を上回った部分の担保について返戻が可能となります（最大予想与信額は相場環境の変化に伴い変化しますので、約定時点とは異なる金額になることにご留意ください）。お客様は担保返戻余力の範囲内で、現金または有価証券の一部または全部の返戻を請求できます。当社は、当該請求のあった現金または有価証券をお客様の本口座に返戻いたします。

□追加担保返戻余力

追加担保（※注）については、評価損率が70%まで返戻可能です。（ただし、約定時に差入れた担保は含みません。）こちらの担保返戻につきましても、当社は、お客様から担保の返戻を要求された場合、追加担保について、追加担保返戻余力を計算し、お客様へ提示いたします。なお、追加担保を差入れた後に新規に約定する場合は、約定前に差入れていた追加担保は追加担保としてみなされなくなります。

（※注）「追加担保」とは、直近の個別取引の約定後以降に差入れたもの（直近の個別取引を約定するときに差入れられていた担保は含みません。）および、「追加担保」を差換えたことにより差入れている担保をいいます。

(3) 担保の差換え

お客様は担保として差入れている現金または有価証券の一部または全部を差換えることができます。ただし、当該差換えにより、差換え後の差入担保金額が、当該差換え前の差入担保金額を下回る場合および差入れようとする担保が当社において担保不適格な場合には、差換えは認められませんので注意が必要です。

また、追加担保については、原則、約定時に差入れた担保（その担保の差換えにより差入れられた担保を含む。以下、約定時担保という。）と区別して担保の差換えを行い、追加担保の差換えにより、差換え後の差入担保金額が、当該差換え前の差入担保金額を下回る場合および差入れようとする担保が当社において担保不適格な場合には、差換えは認められません。なお、追加担保の差換えを約定時担保と区別せずに行った場合には、当該差換

えにより差入れられた担保は追加担保とはみなされず、約定時担保となりますのでご注意ください。

<追加担保とみなされない具体的な例>

(例1)

約定時担保の現金50百万円と、追加担保の現金35百万円の合計85百万円を出庫し、国内事業会社が発行する事業債(除く仕組債)額面1億円(券種1億円、時価100円、担保掛目85%)を入庫する差換えを行う場合、当該事業債は、約定時担保と追加担保の区別ができないため、追加担保とはみなされません。

この例では、計算上、同等評価額の担保差換えですが、券種が1億円のため、追加担保相当(35百万円)の券種は返戻できないので、認められません。

(例2)

約定時担保の現金11百万円と、追加担保の現金1百万円の合計12百万円を出庫し、任天堂株式600株(単元株100株、時価25,000円、担保掛目80%)を入庫する差換えを行う場合、当該株式は、約定時担保と追加担保の区別ができないため、追加担保とはみなされません。

この例では、計算上、同等評価額の差換えですが、単元株100株のため、追加担保相当(50株)の株式は返戻できないので、認められません。

3. 適格担保、担保の評価(現金換算率(掛目))

お客様が差入れている担保が外貨または有価証券の場合、外貨または時価に、一定の現金換算率(この現金換算率を「掛目(かけめ)」といいます。)を乗じて評価します。また、以下に記載の担保掛目は、担保として受入れた場合のものであり、必ずしもその全てを担保として受入れることを保証するものではありません。(担保契約書等の規定により、都度、当社の判断によりますので、個別取引の約定前には、必ず当社にご確認ください。)

(1) 現金(円貨・外貨)

円貨の掛目は100%、外貨の掛目は80%となっています。ただし、外国為替取引が規制されている外貨、その他当社が受入れることができないと判断した外貨は、担保不適格となります。

(2) 有価証券

当社にて担保として受入れを予定している有価証券の種類および掛目については、金融商品取引所が定める受託契約準則に準じて定めていますが、具体的な有価証券の受入れの可否は、当社がその都度判断いたします。また、上場株券等については、上場する取引所や所属する売買市場（所属部）により取扱いが異なります。その他、債券や投資信託についても当社独自の判断により取扱いが異なりますのでご注意ください。

当社が受入れた場合の有価証券の種類ごとの掛目は、以下のとおりです。
記載のない有価証券については、別途、お問合せください。

①担保の種類と掛目

有価証券等の種類	掛目
現金（円貨）	100%
現金（外貨）	80%
国内の金融商品取引所に上場されている株券（外国投資証券および優先出資証券を含み、投資信託受益証券および投資証券を除く。） ※注1	
東京証券取引所市場1・2部上場銘柄 大阪証券取引所市場1・2部上場銘柄 名古屋証券取引所市場1・2部上場銘柄 札幌証券取引所上場銘柄（新興市場銘柄を除く） 福岡証券取引所上場銘柄（新興市場銘柄を除く） ジャスダック証券取引所上場銘柄（NEO市場銘柄を除く） 大阪証券取引所ヘラクレス（スタンダード）上場銘柄	80%
東京証券取引所マザーズ上場銘柄 大阪証券取引所ヘラクレス（グロース）上場銘柄	60%
日本国債 ※注2	95%
地方債 ※注2	85%
特別の法律により法人の発行する債券のうち、政府が元本の償還および利息の支払について保証しているもの ※注2	90%
特別の法律により法人の発行する債券のうち、金融債 ※注2、注3	85%
国内事業会社が発行する国内債および外債（円建てのもので仕組債を除く） ※注3	85%
国内事業会社が発行する外債（外貨建てのもので仕組債を除く） ※注3	70%
外国国債（円建てのもので仕組債を除く） ※注3	90%
外国国債（外貨建てのもので仕組債を除く） ※注3	80%
外国の地方債（円建てのもので仕組債を除く） ※注3	85%

有価証券等の種類	掛目
外国の地方債（外貨建てのもので仕組債を除く） ※注3	70%
国際機関債等（円建てのもので仕組債を除く） ※注3	90%
国際機関債等（外貨建てのもので仕組債を除く） ※注3	80%
外国の事業債（外貨建てのもので仕組債を除く） ※注3	70%
仕組債 ※注4	0%～85%
国内の金融商品取引所に上場されている新株予約権付社債券または国内の金融商品取引所にその株券が上場されている会社が発行する新株予約権付社債券で、かつ、外国法人以外の会社の発行するもの	80%
投資信託受益証券および投資証券（国内の金融商品取引所に上場されているものおよび投資信託協会が前日の時価を発表するものに限る。） ※注5、注6	
公社債投資信託の受益証券（一般型のみ可、原則、累積型は不可。）	85%
その他の投資信託受益証券および投資証券（一般型のみ可、原則、累積型は不可。）	80%
上場投資信託・上場投資証券（ETF、不動産投信等） ※注1	80%

※注1 株式（上場投資信託および上場投資証券を含む。）については、受入上限株数があります。また、お客様が上場会社の親会社、子会社および関連会社の場合、親会社、子会社もしくは関連会社の株式を担保として差入れることができない場合があります。

※注2 円建て債に限ります。

※注3 金融債、国内の事業会社が発行する債券は、原則としてS&P、ムーディーズの格付けのうち低い格付けがBBB相当以上のものに限ります。外国の事業会社が発行する債券、外国の政府、地方公共団体および国際機関等が発行する債券は、当社が販売したものでかつS&P、ムーディーズの格付けのうち低い格付けがAA-相当以上のものに限ります。円建てのものとはユーロ円債を含み、外貨建てのものとはユーロ円債以外の外貨建てのものをいいます。

※注4 仕組債は原則として担保不適格ですので、個別にお問合せください。

※注5 クローズド期間中、解約日が特定日等日々解約できないものは担保不適格です。

※注6 ETFのうち、現行法上、投資信託と扱われず、信託受託証券とされるものは担保不適格です。

② 担保不適格有価証券の例

当社において担保不適格となる有価証券としましては、以下のようなものが例示できます。ただし、状況により変化いたしますので、必ず事前に当社へご確認ください。

- i) 個人向け国債
- ii) 物価連動国債

- iii) 承継国債
- iv) 仕組債
- v) 特殊債
- vi) 劣後債
- vii) 整理銘柄・整理ポスト銘柄
- viii) 以下の新興市場等の銘柄
 - ・名古屋証券取引所セントレックス上場銘柄
 - ・札幌証券取引所アンビシャス上場銘柄
 - ・福岡証券取引所Q-Board上場銘柄
 - ・ジャスダック証券取引所NEO上場銘柄
 - ・プロ向け新市場(TOKYO AIM)上場銘柄
- ix) 外国投資信託

③ 現金、有価証券の掛目の変更等

現金、有価証券については、市場の動向等により法令諸規則または当社独自の判断によって掛目を変更または担保不適格とする場合がありますのでご不明な点はお問い合わせください。

当社独自の判断による担保の掛目の変更等

当社独自の判断により担保の掛目の変更等を行う主な事象は以下のとおりです。

- ① 特定の銘柄について、経営に重大な影響を与える事件、事故、犯罪の発生もしくは疑いのある場合
- ② 特定の銘柄について、粉飾決算の発覚もしくはその疑いのある場合
- ③ 特定の銘柄について、行政等による法令等に基づく処分または法令違反の発覚等により、業務の全部または一部が停止になる場合
- ④ 市場全体または特定の銘柄の流動性が著しく上昇または低下した場合
- ⑤ 特定の銘柄について、直近の価格が実態を反映していないと判断される場合
- ⑥ その他、当社が必要と判断した場合

担保の掛目の変更等を行う場合には、変更後の掛目（または除外）の適用日につきまして、あらかじめその内容を適用日の5営業日以上前までにお客様にご通知いたします。ただし、当社が緊急を要すると認めたときには、通知した日の翌営業日から適用することができるものといたします。

■ 第5章 会計・税務

先物外国為替取引や通貨オプション取引は、為替リスク管理や資金運用手段として様々に利用され、取引は拡大しています。それにともない、金融商品会計基準や外貨建て取引会計基準その他関連する会計・税務の諸規定が整備されています。先物外国為替取引、通貨オプション取引は、原則的に時価会計を求められています。決算期末の時価評価などが必要な場合はお申し付けください。お客様が保有する債権・債務や予定取引に対する為替ヘッジとして利用される際は、ヘッジ会計を適用することの適否について慎重な判断が必要です。会計・税務・法務等の諸問題については、会計士・税理士・弁護士等の専門家に予めご相談いただきますよう宜しくお願いいたします。

■ 第6章 当社が行う金融商品取引業の内容および方法の概要等

ご注文に際しては、以下の項目などについてご同意いただきます。オプションの種類によって項目は異なります。

- ①取引通貨／相手通貨
- ②取引種類（アメリカン／ヨーロピアン）
- ③プット／コール
- ④金額
- ⑤行使価格
- ⑥権利行使期日
- ⑦権利行使受渡日
- ⑧その他条件（例：ロックアウト条件の有無、ロックアウト価格など）
- ⑨オプション料（オプションプレミアム）

通貨オプションの価格は前述のとおり、様々な要因によって決定されます。そのため、原則的に指値注文はできません。

□決済方法

通貨オプションを取引するとプレミアム料の受払いが発生します。プレミアム料は、お客様が当社に開設するお取引口座の円貨および外貨預り金への入出金により決済されます。外貨の受渡は、お客様が金融機関に開設する外貨預金口座との間で送受金により行います。外貨については、現金、手形、小切手などはお取扱しておりません。

□お取引に際してのご契約等について

お取引に際しては、必要に応じて次の書類（名称は変更されることがあります。）について

当社からお客様への交付、またはお客様から当社へのご提出等が必要となります。また、必要に応じて下記以外の書類の交付・ご提出等が必要となることがあります。

・取引開始時

『店頭金融デリバティブ取引に関する基本契約書』	契約締結
『通貨オプション取引に関する定義集』	交付
『通貨オプション取引に係るリスク確認書兼関連書類受領書』	ご提出
『印鑑証明書』	ご提出
『使用印鑑届』	ご提出（必要時）
『担保契約書』	契約締結

・個別取引時、個別取引後

『個別取引契約書』	契約締結
-----------	------

ご約定に際しては、次項のご確認をお願いいたします。

- ・個別取引内容が記載された『提案書』
- ・担保の必要額、種類、差入れ方法等

□契約期間中の個別取引の解除について

本取引は当社とお客様が合意した場合は、期限前に取引の一部および全部の解約をすることが可能です。その際は、その時点における市況に応じた価額の清算が必要になります。相場環境の変化やお客様の財務状況などのご事情により、損益の確定や為替リスクの減殺などをご希望される場合は、弊社担当者にご連絡をお願いいたします。契約残高や担保の状況、お客様のご意向に応じて期限前解約や取引の一部縮小などについてご相談させていただきます。

本取引のご契約期間中、当社とお客様のいずれか一方に、破産や、民事再生手続き開始など、基本契約書第8条（期限前解除）第1項に規定するいずれかの事由が発生した場合、ご契約期間中の取引は自動的に解除されます。また、本取引のご契約期間中、当社とお客様のいずれか一方に、債務の履行遅滞など、基本契約書第8条第2項に規定するいずれかの事由が発生した場合で、相手方からの通知催告にも係わらず、債務の履行等が行われなかった場合には、相手方は通知により本取引の全部もしくは一部を解除することができます。その際は、その時点における市況に応じた価額の清算が必要になります。

■ 第7章 主な用語その他の基礎的な事項

- (1) 「通貨営業日」 通貨オプション個別取引において取引の対象となっている通貨の主要外為市場が営業を行う日をいう。
- (2) 「営業日」 東京営業日（東京において銀行が営業を行い、かつ外国為替市場が開かれている日）で、かつ通貨営業日である日をいう。
- (3) 「スポットレート」 該当する外国為替市場における銀行間のスポット取引レートをいう。「スポット取引」とは、原則2通貨営業日後に受渡が行われる取引をいい、かかる受渡日は各通貨毎に該当する非通貨営業日を考慮した市場慣行によって決定される。
- (4) 「オプション」 各個別取引契約書に定める外国為替取引を成立させるか否かを選択するオプションの買い手の権利のことをいう。
- (5) 「行使価格」 オプションが行使された場合に、交換されるコール通貨とプット通貨の交換レートのことをいい、各個別取引契約書において定める。
- (6) 「コール通貨」 オプションの買い手がオプションを行使した場合に購入する通貨をいい、各個別取引契約書において定める。
- (7) 「コール通貨金額」 オプションが行使された場合に購入されるコール通貨の売買金額の合計額のことをいい、各個別取引契約書において定める。
- (8) 「プット通貨」 オプションの買い手がオプションを行使した場合に売却する通貨をいい、各個別取引契約書において定める。
- (9) 「プット通貨金額」 オプションが行使された場合に売却されるプット通貨の売買金額の合計額のことをいい、各個別取引契約書において定める。
- (10) 「権利行使期日」 オプションの種類がヨーロピアンの場合において、オプションの買い手がオプションを行使することができる期日をいい、

またはオプションの種類がアメリカンの場合において、オプションの買い手がオプションを行使することができる期間の最終日をいい、各個別取引契約書において定める。

- (11) 「特定権利行使日」 オプションの種類がバミューダの場合において、オプションの買い手がオプションを行使することができる日をいい、各個別取引契約書において定める。
- (12) 「権利行使時間」 オプションの種類がヨーロッパの場合は、権利行使期日において、オプションの種類がバミューダの場合は、特定権利行使日において、またはオプションの種類がアメリカンの場合は、約定日から権利行使期日まで（以下、「権利行使期間」という。）の各東京営業日において、オプションの買い手がオプションを行使できる時間をいい、各個別取引契約書において定める。
- (13) 「アメリカン」 オプションの種類別の、オプションの買い手が権利行使期間の各東京営業日においてオプションを行使できる種類の取引をいう。
- (14) 「ヨーロッパ」 オプションの種類別の、オプションの買い手が権利行使期日にのみオプションを行使できる種類の取引をいう。
- (15) 「バミューダ」 オプションの種類別の、オプションの買い手が複数の特定権利行使日においてオプションを行使できる種類の取引をいう。
- (16) 「オプション料」 オプションの売り手がオプションの買い手に対してオプションを付与する対価として受取る金額をいう。
- (17) 「オプション料決済日」 オプションの買い手がオプション料を支払う日のことをいい、各個別取引契約書において定める。
- (18) 「オプションの買い手」 オプション料を支払って、オプションを取得した者をいい、各個別取引契約書において定める。

- (19) 「オプションの売り手」 オプションが行使された場合に成立する取引の履行義務を負う者をいい、各個別取引契約書において定める。
- (20) 「ノックイン特約」 判定期間中に、該当する外国為替市場において、コール通貨とプット通貨のスポットレートがノックイン価格に到達した場合（ノックイン）に限り、オプションが有効となる特約のことをいう。ノックイン条件は当該個別取引契約書において定める。
- (21) 「ノックアウト特約」 判定期間中に、該当する外国為替市場において、コール通貨とプット通貨のスポットレートがノックアウト価格に到達した場合（ノックアウト）に限り、オプションが消滅する特約のことをいう。ノックアウト条件は当該個別取引契約書において定める。
- (22) 「判定期間」 ノックイン特約またはノックアウト特約付きの個別取引において、ノックインおよびノックアウトの判定を行うための期間をいい、当該個別取引契約書において定める。
- (23) 「権利行使受渡日」 オプションの買い手がオプションを行使した場合に、オプションの買い手とオプションの売り手との間でコール通貨とプット通貨の受渡が行われる日をいい、各個別取引契約書において定める。
- (24) 「イン・ザ・マネー」 権利行使期日もしくは各特定権利行使日または権利行使期間における権利行使時間中（以下総称して「権利行使判定日」という。）において、該当する外国為替市場における対象通貨の交換レート（以下「判定レート」という。）が、行使価格との関係において、オプションの買い手にとって有利なレートとなっていることをいい、個別取引契約において別段の定めがない限り当社が判定する。
- (25) 「自動権利行使」 権利行使判定日の最終時刻における判定レートがイン・ザ・マネーとなった場合に、オプションの買い手から当該権利行使判定日以前に自動権利行使を行わない旨の通知がなされない限り、当該権利行使判定日の最終時刻において権利が行使

されていないオプションが自動的に行使されたとみなされることをいい、個別取引契約において別段の定めがない限り適用があるものとする。

■ 第8章 通貨オプション取引の勧誘・約定受託等に関する禁止行為

金融商品取引業者は、金融商品取引法により、顧客を相手方として通貨オプション取引を行い、または顧客のために通貨オプション取引の媒介、取次ぎもしくは代理を行う行為に関して、次のような行為を禁止されていますので、ご注意下さい。

- 通貨オプション取引契約（顧客を相手方とし、または顧客のために通貨オプション取引行為を行うことを内容とする契約をいいます。以下同じです。）の締結またはその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為
- 顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、または確実であると誤解させるおそれのあることを告げて通貨オプション取引契約の締結を勧誘する行為
- 通貨オプション取引契約の締結の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問または電話をかけて、通貨オプション取引契約の締結の勧誘をする行為（ただし、金融商品取引業者が継続的取引関係にある顧客（勧誘の日前1年間に、2以上の通貨オプション取引のあった者および勧誘の日に未決済の通貨オプション取引の残高を有する者に限ります。）に対する勧誘および外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人に対する為替変動リスクのヘッジのための勧誘は禁止行為から除外されます。）
- 通貨オプション取引契約の締結につき、その勧誘に先立って、顧客に対し、その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘をする行為
- 通貨オプション取引契約の締結につき、顧客があらかじめ当該通貨オプション取引契約を締結しない旨の意思（当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含みます。以下同じです。）を表示したにもかかわらず、当該勧誘をする行為または勧誘を受けた顧客が当該通貨オプション取引契約を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為
- 通貨オプション取引契約の締結または解約に関し、顧客に迷惑を覚えさせるような時間に電話または訪問により勧誘する行為
- 通貨オプション取引について、顧客に損失が生ずることになり、またはあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなった場合には自己または第三者がその全部もしくは一部を補てんし、または補足するため当該顧客または第三者に財産上の利益


を提供する旨を、当該顧客またはその指定した者に対し、申し込み、もしくは約束し、または第三者に申し込ませ、もしくは約束させる行為

- 通貨オプション取引について、自己または第三者が顧客の損失の全部もしくは一部を補てんし、または顧客の利益に追加するため当該顧客または第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客またはその指定した者に対し、申し込み、もしくは約束し、または第三者に申し込ませ、もしくは約束させる行為
- 通貨オプション取引について、顧客の損失の全部もしくは一部を補てんし、または顧客の利益に追加するため、当該顧客または第三者に対し、財産上の利益を提供し、または第三者に提供させる行為
- 本説明書の交付に際し、本説明書の内容について、顧客の知識、経験、財産の状況および通貨オプション取引契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法および程度による説明をしないこと
- 通貨オプション取引契約の締結またはその勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為
- 通貨オプション取引契約につき、顧客もしくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、または顧客もしくは第三者に対し特別の利益を提供する行為（第三者をして特別の利益の提供を約させ、またはこれを提供させる行為を含みます。）
- 通貨オプション取引契約の締結または解約に関し、偽計を用い、または暴行若しくは脅迫をする行為
- 通貨オプション取引契約に基づく通貨オプション取引行為をすることその他の当該通貨オプション取引契約に基づく債務の全部または一部の履行を拒否し、または不当に遅延させる行為
- 通貨オプション取引契約に基づく顧客の計算に属する金銭、有価証券その他の財産または証拠金その他の保証金を虚偽の相場を利用することその他不正の手段により取得する行為
- 通貨オプション取引契約の締結を勧誘する目的があることを顧客にあらかじめ明示しないで当該顧客を集めて当該通貨オプション取引契約の締結を勧誘する行為
- あらかじめ顧客の同意を得ずに、当該顧客の計算により通貨オプション取引をする行為
- 個人である金融商品取引業者または金融商品取引業者の役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含みます。）もしくは使用人が、自己の職務上の

地位を利用して、顧客の通貨オプション取引に係る注文の動向その他職務上知り得た特別の情報に基づいて、または専ら投機的利益の追求を目的として通貨オプション取引をする行為

- 通貨オプション取引行為につき、顧客から資金総額について同意を得た上で、売買の別、通貨、数量および価格のうち同意が得られないものについては、一定の事実が発生した場合に電子計算機による処理その他のあらかじめ定められた方式に従った処理により決定され、金融商品取引業者がこれらに従って、取引を執行することを内容とする契約を締結する場合において、当該契約を書面により締結しないこと（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により締結する場合を除きます。）
- 通貨オプション取引行為（証拠金その他の保証金を預託する取引に係るものに限り）につき、顧客に対し、当該顧客が行う通貨オプション取引の売付または買付と対当する取引（これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいいます。）の勧誘その他これに類似する行為をすること

■ 当社の概要（平成 21 年 10 月 1 日現在）

商号等	日興コーディアル証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 2251 号
本店所在地	〒100-8325 東京都千代田区丸の内 3-3-1
加入協会	日本証券業協会、社団法人日本証券投資顧問業協会、社団法人金融先物取引業協会
資本金	100 億円
主な事業	金融商品取引業
設立日	平成 21 年 6 月 15 日
連絡先	 0120-374-250（受付時間：平日 8:30～17:30）またはお取扱い店にご連絡下さい。